

## 町政が町民の信頼を取り戻すためには

トムラウシ国有林内における雪上車を使ったシカ猟の発覚以来、東大雪荘のシカ肉納入等をめぐる様々な疑惑の声が、私のところにも寄せられるようになりました。

私は町長に、疑惑の内容を伝えるとともに、事実関係の調査と厳正な対応を要望しましたところ、町長は、「公正な立場できちんと調査し、調査内容については公開すること、」を約束しました。事件の再発を防ぎ、町民の信頼を取り戻すためには、町民の信頼を裏切るような不祥事があったときこそ、ガラス張りの町政であって欲しい。そんな町民の願いが通じたようです。

私は町議会議長にも、町議会として疑惑解明に取り組むことを要望したのですが、「ハンター同士の内輪もめ、」として内々に処理したい意向を強く感じました。他の議員も協調してしまったのでしょうか、3月議会では、すべての議員がこの問題には一切触れないという残念な結果になってしまいました。

今回の事件は、東大雪荘・新得町・町民にとって不名誉なことですから、隠しておきたい人々の気持ちも分からないわけではありませんが、情報が少なければ、噂やデマが広がるばかりです。

4月11日に公表された町監査委員の特別監査報告書・町助役の報告書を元に、現在までに判明している事実関係について、広く町民の皆さんにお知らせしたいと思います。

## サホロ処理場グループについて

- 会員
- A (新得町収入役)
  - B (新得町職員・前東大雪荘支配人  
・前北海道自然保護監視員)
  - C (新得町職員)
  - D (農協職員・前北海道鳥獣保護員)
  - E (北海道職員)
  - F (札幌市在住・元公務員)
  - G (前町議会議員・前新得町監査委員)
- 他2名程度

鹿肉解体施設 サホロ処理場(保健所許可 1988年4月26日・設置者G氏)  
無許可施設(屈足30号施設)  
(1994年11月設置・1995年10月頃使用開始・所有者B氏・90.72㎡)

国有林への雪上車乗り入れにより、道森林管理局に始末書を提出させられたのは、A・B・C・D・E・F氏の6名で、G氏は無関係です。なお、G氏は、グループの狩猟・解体作業について、「最近はほとんど手伝っていない」とのことです。

## 無許可施設で解体したシカ肉は、すべて自家用?!

町助役の報告書にあるとおり、「鹿肉解体施設が許可を得ているサホロ処理場と許可のない屈足30号施設の2ヶ所を利用していることが、今回、他の人から見ると不透明と映り指摘されてもやむを得ないものと考えられる。」のですが、「本人の事情聴取の結果、屈足30号施設は、自家用」と言われてしまえば、結局、「過去の事実関係を明白にする調査は、今の段階では困難」ということとなります。



## 東大雪荘へのシカ肉販売は、グループがほぼ独占

町監査委員による特別監査報告書では、「無許可の解体処理場で処理されたシカ肉の購入の有無については、関係資料を調査したが、正規の業者からの購入であった。購入先業者がいずれから仕入れて納品したものは、請求書に流通経路の記載がないため、その有無を解明するに至らなかった。」とのことでしたので、町より公開された資料などを元に、私の方で調査したところ、東大雪へのシカ肉納入ルートは次のとおりです。(1995年4月から2000年3月までの5年間)

サホロ処理場グループ 東大雪荘	1,920,000 円(1995.4.10 ~ 8.25 12回)
サホロ処理場グループ 新得農協 東大雪荘	
サホロ処理場グループ 町内食品製造会社 新得農協 東大雪荘	7,908,310 円(1995.9.11 ~ 1999.9.20 10回)
町内肉店 東大雪荘	196,452 円(1995年度)
稚内ハンター 東大雪荘(宿泊費と相殺処理)	510,000 円(1995年度)

その他、サホロ処理場グループメンバーは、東大雪荘の宿泊客に直接、シカ肉を販売していますが、金額等は不明です。

## 今まで見逃されてきた町職員の違反行為

町助役の報告書は、「サホロ処理場グループの会員である事は、狩猟する行為によって収入が得られ、名義が他人の人であっても客観的に営利を目的とみなされるものである。かつ、捕獲、解体、販売ルート、収益分配等が組織化されており、」地方公務員法第38条に抵触」としてしています。

とくに、職務上の地位を利用して独占的取引を長年行ってきたこと、さらには、業者を迂回するなどの隠ぺい工作は、悪質であると言わざるを得ません。

また、東大雪荘についての特別監査報告書では、公私混同ともいえる不適切な会計処理が何点も指摘されています。

グループメンバーには町収入役や前町監査委員がいるにもかかわらず、なぜ、このような状態が長く続いてしまったのでしょうか? 町収入役は、保身に専念するばかりでなく、事実をすべて明らかにすることが、当事者としての責任のとり方であり、町理事者としての責務ではないかと、私は思います。

## 町職員のシカ肉販売は不問?

町は香藤敏雄町長の指示で同荘の特別監査を実施する一方、鈴木政輝助役が調査報告をまとめた。この結果、町職員三人がシカ肉を販売し、地公法に違反していたことが判明した。三月定例町議会で、この問題を取り上げた議員はいなかった。町民の間にある疑惑をたずねるのは町議会の役目である。「疑惑で議員が動くのはやめよう」との申し合わせがあったと側聞した。議会側のタイヤの空気が、かなり抜けていると思われて仕方ない。

議会と行政との関係は「車の両輪」とされる。一方のタイヤがパンクしたり、空気が抜けていては正常走行できません、互いの支えで住民本位の地方自治が遂行できるというところだろう。理にかなった例えだが、緊張関係が大前提で、住民の代表者である議会は、行政をきちんとチェックしてこそ存在意義を持つ。新得町内で先ごろ、町民から「保健所の無許可施設で解体されたシカ肉が、町の第三セクターである東大雪荘に納入されたのでは」との疑惑が指摘された。

新得支局 蛭名 陽二  
(北海道新聞 2000.4.28 夕刊)

